

「外国人特定技能制度に関する説明会」の開催について

深刻な人手不足への対応の一つとして令和6年3月に「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の一部変更」が閣議決定され、特定技能制度の対象業種に「自動車運送業」が追加され、運転業務について外国人の受入が決まりました。

本制度は、安価に労働力を受け入れるものではなく、賃金や労働時間等の待遇面において、同等の業務に従事する日本人ドライバーと同等以上であることが義務付けられています。

千葉県トラック協会では、本制度のメリット、デメリットを含めて正しく理解していただくための説明会を下記により開催することとなりました。

また、制度の解説と併せ、既に外国人ドライバーを受け入れている会員事業者の費用面も含めた事例を紹介させていただきます。

受講希望の方につきましては、トラック協会HPからお申し込みをお願いいたします。

記

1. 日 時 令和7年11月 5日（水）14時00分～16時30分
2. 会 場 （一財）千葉市教育会館 1階「大ホール」
〒261-0003 千葉市美浜区高浜 3-1-3
3. 内 容
 - （1）「外国人特定技能制度」について
 - （2）制度を利用し外国人を雇い入れた会員事業者の実例紹介
 - （3）その他
4. 講 師 （有）アジア交流サポートセンター 代表取締役 倉田 直樹 氏
5. 対象者 千葉県トラック協会会員事業者
6. 定 員 150名（会場参加のみ）
7. 申 込 トラック協会HPよりWEB申込み（スマートフォンからも申込み可）
8. 問合せ （一社）千葉県トラック協会 業務部 ☎043-239-5348